あなたのみちを、あるけるまち。八王子

養育費確保支援事業

養育費は、子どもが自立するまでの衣食住に必要な経費、教育費、医療費などで、子どもの生活を支え、健やかな成長を支えるために重要な役割を担うものです。

八王子市は、その養育費の確保を支援するため、公正証書作成手数料や養育費保証契約保証料、認知調停費用の助成を行う、養育費確保支援事業を実施しています。

対象者

① 八王子市内在住
② 20 歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母、又は父子家庭の父
③ 各補助内容の要件を満たしている方

内　容

	公正証書作成支援等補助事業 （養育費の取り決めに要する経費）	養育費保証契約保証料補助事業 （保証会社契約を締結する際の経費）	認知調停費用補助事業
	① 公正証書の作成手数料 ② 調停・裁判等での収入印紙代等の補助 ③ 戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代	契約した養育費保証契約（※1）の初回に支払う保証料の一部を補助	① 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代 ② 戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代 ③ 認知調停に係るDNA鑑定に要する費用
要件	□取り決めした債務名義を有している □対象の児童を扶養している □取り決めした経費を負担している □過去に同様の補助金を受けていない	□取り決めした債務名義を有している □対象の児童を扶養している □保証会社と１年以上の養育費保証契約を結び、その経費を負担している □過去に同様の補助金を受けていない	□認知調停に係る経費を負担した者 □認知の対象となる児童を扶養している □認知の対象となる児童について養育費の取決めを目指している
補助金額	上限５万円	上限５万円	上限５万円
申請時期	公正証書等を作成した日（※2）の翌日から６か月以内	養育費保証契約を結んだ日（※2）の翌日６か月以内	認知の審判又は裁判が確定した日（※3）の翌日から6か月以内

（※1）養育費の支払いが滞った際、対象者に保証会社が立て替えて金銭を支払い、保証会社が当該金銭を養育費支払い義務者に請求する契約）

（※2）令和５年(2023 年)１月１日以降の日に限ります。（※３）令和５年(2023 年)４月１日以降の日に限ります。

支援員が困りごとなどの相談に応じています。気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先（相談・申請）

八王子市　子ども家庭部
子育て支援課　母子・父子自立支援担当
TEL:042-620-7362　FAX:042-621-2711
受付時間　月～金曜日（祝・休日除く）8:30～17:00
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番１号

手続き

相談・申請

必要書類をそろえ、子育て支援課に申請してください。

※申請期限は、上記作成日・契約を結んだ日の翌日から６か月以内。

交付決定

申請書類を市が審査し、決定通知書及び補助金交付請求書を送付します。

補助金交付請求書の提出

決定を受けてから 30 日以内に
補助金交付請求書に必要事項を記入し、子育て支援課に提出してください。

補助金の交付

請求書類を市が確認し、指定の口座に補助金を振り込みます。

必要書類

【共　通】□八王子市養育費確保支援事業補助金交付申請書
□母子・父子の戸籍謄本
□世帯全員の住民票の写し
□対象経費の領収書等

【公正証書作成支援等補助事業】
□養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）

【養育費保証契約保証料補助事業】
□養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）
□保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が１年以上のものに限る。）

養育費保証契約のイメージ

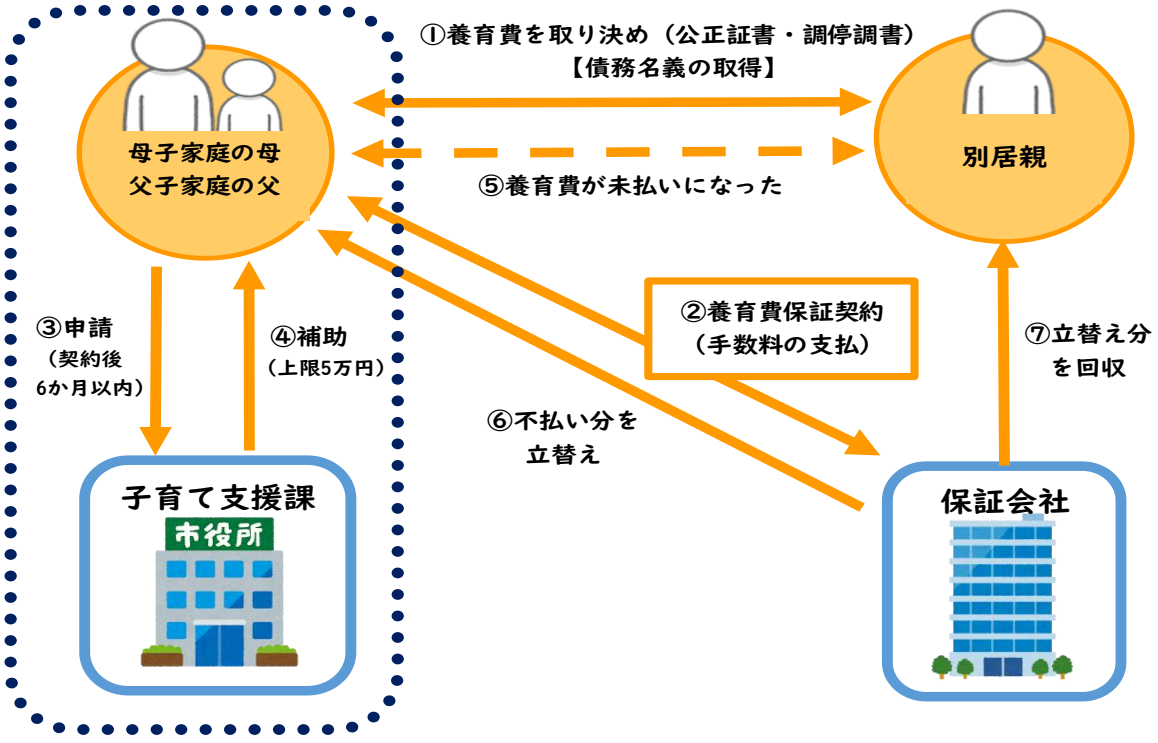

令和５年(2023 年)4月